報告第　２　　号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

令和８年10月 30 日提出

倶知安町長　　文　字　一　志

専　決　処　分　書

令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年９月１８日

倶知安町長　　文　字　一　志



令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第６号）

令和８年度虻田郡倶知安町の一般会計補正予算（第６号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,625,285千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月１８日

倶知安町長　　文　字　一　志

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

(単位 :千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
２２．諸収入		３５９，９５２	６２	３６０，０１４
	４．雑入	２７３，２０２	６２	２７３，２６４
歳入合計		１８，６２５，２２３	６２	１８，６２５，２８５

歳出

(単位 :千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
８．土木費		２，５３２，５５８	６２	２，５３２，６２０
	２．道路橋りょう費	１，２６４，６８１	６２	１，２６４，７４３
歳出合計		１８，６２５，２２３	６２	１８，６２５，２８５

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括

歳　入

(単位 :千円)

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
２２．諸収入	３５９，９５２	６２	３６０，０１４
歳　入　合　計	１８，６２５，２２３	６２	１８，６２５，２８５

歳　出

(単位 :千円)

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
８．土木費	2,532,558	62	2,532,620			62	
歳　出　合　計	18,625,223	62	18,625,285	0	0	62	0

２　歳　入

２２ 款 諸収入　　360,014
４ 項 雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
７雑入	122,890	62	122,952	２雑入	62	公有自動車損害共済金	62
計	273,202	62	273,264				

3　歳　出

8 款 土木費　　2,532,620
2 項 道路橋りょう費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2.道路修繕費	98,162	62	98,224	(他)災害共済金		62 62		21.補償・補填及び賠償金	62	1道路修繕費 21補償・補填及び賠償金 施設等事故損害賠償金	62 62 62
計	1,264,681	62	1,264,743	0	0	62	0				

8. 土木費 （ 2. 道路橋りょう費）